

## 注意喚起

### 自然災害による再エネ発電設備の事故防止及び安全確保について

令和5年5月31日  
経済産業省産業保安グループ  
電力安全課

日頃から電気設備の保安に御協力をいただき、ありがとうございます。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度の施行以降、太陽電池発電設備や風力発電設備が急激に増加し、近年の豪雨や台風等の影響で太陽光パネル等の崩落や飛散、雷撃を受けた風車のブレードが折損して発電所構外へ飛散したり、風車が焼失したりする事故が発生しております。

同様の事故の再発を防止するためには、台風や豪雨による被害を受ける時期までに、太陽電池発電設備及び風力発電設備のブレードやタワー等の入念な点検を実施するなど、台風や豪雨の備えに万全を期すことが重要です。

さらに豪雨の影響で、河川氾濫等により、浸水被害が生じる恐れがあります。特に太陽電池発電設備は、浸水・破損をした場合であっても光が当たれば発電する事が可能ですので、破損箇所等に触れた場合、感電するおそれがあります。このような場合には、周囲にロープを張るなど、関係者以外が不用意に立ち入らないような対策を行ってください。

浸水・破損をした太陽電池発電設備を見かけた場合には、むやみに近づかず、設置者やメーカー、施工会社等に速やかに連絡するようにお願いいたします。

